

国による制度創設や改正時におけるコンピュータシステム

構築や改修について国の責任で行うことについて

関東部会提出
説明担当 戸田市

国による制度の創設や改正に伴い、その事務を取り扱う地方自治体は、コンピュータシステムの構築や改修を行うことになる。その際、制度等の詳細な仕様が明確になる前に制度だけが開始されてしまうため、業務内容や作業量を明確にとらえられず、システム化に伴う仕様がわからない中でシステム業者の選定や調整を開始せざるを得ないのが現状である。

また、経費についても、各地方自治体では積算根拠を明確にし、適正価格でのシステム構築や改修に努めているところであるが、このような状態では適正な価格を判断することは困難である。

このままでは、IT化が進展する中、今後も制度創設や改正のたびにコンピュータシステムの構築や改修の経費は増大し続け、各地方自治体の財政が圧迫されることは明白である。

こうした状況から国においては、俄かに注目を集めているクラウドコンピューティングについて開発を進めているところである。クラウドコンピューティングの利用は、国の制度創設や改正のたびに、ほぼ同様の仕様でコンピュータシステムの構築を行う全国の地方自治体における経費を軽減し、業務内容の標準化と業務サービスの平準化をもたらすもので、その導入は急務と考える。

よって、下記の点について、国及び政府に対し、速やかに行われるよう、強く要請する。

記

1. 全国一律の制度を義務付けるときは、国においてコンピュータシステムを構築し、クラウドコンピューティングによって、各地方自治体の使用に供すること。
2. 今後の国による政策転換に伴う既存システム改修費等は、全額国庫負担にて行うこと。